

令和 8 年度 奈良県特別職報酬等審議会

【 第 1 回 】

令和 8 年 7 月 9 日（木）

奈良県庁 A 4 1 会議室

【 目 次 】

	＜頁＞
1 審議会の公開について	
・ 審議会等の会議の公開に関する指針	1 ～ 2
・ 奈良県特別職報酬等審議会の会議の公開について	3 ～ 4
・ 奈良県情報公開条例（抜粋）	5 ～ 6
2 資料説明	
・ 第 1 回資料	7 ～ 17

審議会等の会議の公開に関する指針

平成20年1月31日制定

平成27年3月17日改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、県政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

イ 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合

ウ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

6 公開の方法

(1) 審議会等は、会議を公開するときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場

に傍聴席を設けるものとする。

- (2) 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した傍聴要領を定めるものとする。

7 議事録等の公開

- (1) 審議会等は、原則として、奈良県のホームページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、議事録を閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、会議の概要を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 その他

この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

9 施行期日等

- (1) この指針は、平成20年4月1日から施行する。
- (2) この指針の施行の際現に存する審議会等は、会議の公開又は非公開に係る事項を検討し、公開できる会議については、準備が整えば速やかに会議の公開を実施するものとする。

奈良県特別職報酬等審議会の会議の公開について

1. 会議の公開又は非公開

奈良県特別職報酬等審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。

ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2. 公開の方法

（1）審議会の会議は、傍聴により行うものとする。

（2）傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」を別紙のとおり定める。

（3）傍聴に係る手続は、（2）の「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

3. 適用期日

平成21年10月27日以降に開催する会議から適用する。

奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、会議ごとに定めます。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

○奈良県情報公開条例

平成十三年三月三十日

奈良県条例第三十八号

(行政文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、公にすることによりこれらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

奈良県特別職報酬等審議会

第1回資料

令和8年7月9日

資料目次

- 1 特別職報酬等審議会の役割
- 2 特別職報酬等審議会の開催状況
- 3 特別職報酬等審議会 今回開催の契機
- 4 本県の知事・副知事の給料の額
- 5 知事・副知事の給料の額 全国順位
- 6 知事の給料の額 全国改定状況
- 7 本県一般職全体の給料改定状況
- 8 本県一般職部長級職員の給料改定状況
- 9 国特別職（総理大臣）の俸給改定状況

1 特別職報酬等審議会の役割

知事

特別職（知事、副知事、教育長、行政委員会の委員等）
の給料の額

諮問

答申

「答申」に基づき、条例改正案提出

特別職報酬等審議会

県議会において条例審議

条例案可決

特別職の給料の改定

○奈良県特別職報酬等審議会条例【抜粋】
(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、奈良県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事項)

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しよとするとときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。
(委員)

第3条 審議会は、委員十人をもつて組織し、その委員は奈良県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。
2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 特別職報酬等審議会の開催状況

● 本県の審議会開催状況（平成以降）

年度	H5	H10	H14	H15	H17	H18	H21	H22	H23
改定額（円）	+ 100,000	+ 60,000	△13,000	△15,000	△6,000	△62,000	△4,000	△2,000	△4,000
改定率	+ 8.62%	+ 4.76%	△0.98%	△1.15%	△0.46%	△4.82%	△0.33%	△0.16%	△0.33%
改定後 知事給料月額（円）	1,260,000	1,320,000	1,307,000	1,292,000	1,286,000	1,224,000	1,220,000	1,218,000	1,214,000

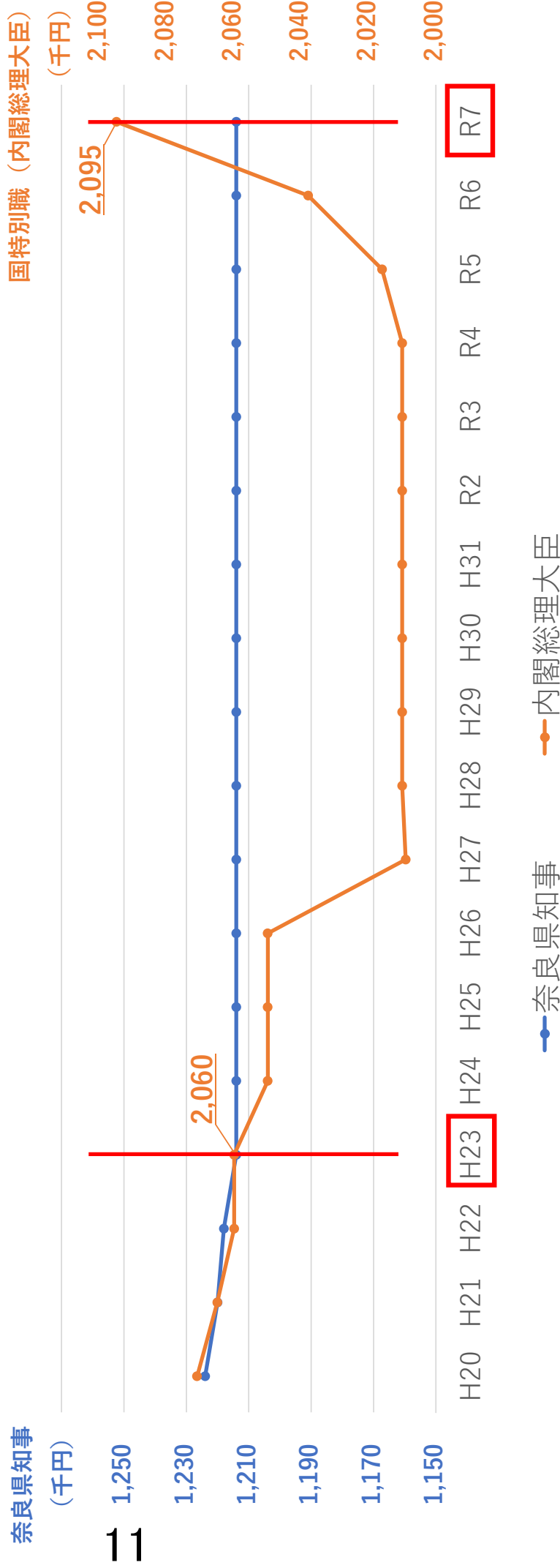
<これまでの開催の考え方>

増額改定：公民較差が一定数累積された時点で改定

減額改定：公民較差是正のため本県一般職の給料引下げが行われた際に改定

3 特別職報酬等審議会 今回開催の契機

前回改定した平成23年以降、15年の間に民間の給与動向との差が拡大していることに加え、参照している国務大臣や副大臣、大臣政務官などの国の特別職の給料が、令和7年度の引上げにより平成23年の水準を上回ったことから、審議会を開催する運びとなりました。



4 本県の知事・副知事の給料の額

	給料月額 (適用年月日 H23.12.1)	全国順位 (R8.4.1 時点)
知 事	1,214,000円	46位
副知事	947,000円	47位

〈参考〉

「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき
上記額より、知事10%・副知事5%を減額措置中

5 知事・副知事の給料の額 全国順位

(R8.4.1時点、単位：千円)

知 事					
順位	団体名	給料月額	順位	団体名	給料月額
1	大阪	1,520	17	新潟	1,326
2	東京	1,517	18	福島	1,320
3	北海道	1,450	18	滋賀	1,320
3	神奈川県	1,450	18	愛媛	1,320
3	愛知	1,450	21	群馬	1,310
6	埼玉	1,420	21	香川	1,310
7	京都	1,413	21	高知	1,310
8	千葉	1,390	24	富山	1,300
9	広島	1,389	24	石川	1,300
10	茨城	1,380	24	福井	1,300
11	栃木	1,370	24	三重	1,300
12	福岡	1,350	24	徳島	1,300
13	静岡	1,349	29	長野	1,292
14	宮城	1,340	30	岩手	1,290
14	岐阜	1,340	30	島根	1,290
14	兵庫	1,340	30	岡山	1,290

全国平均	1,320	本県との差額	106
------	-------	--------	-----

副 知 事					
順位	団体名	給料月額	順位	団体名	給料月額
1	東京	1,238	16	兵庫	1,050
2	神奈川	1,160	18	宮城	1,040
3	北海道	1,150	19	新潟	1,038
4	愛知	1,149	20	福島	1,030
5	埼玉	1,134	20	滋賀	1,030
6	京都	1,119	22	富山	1,020
7	千葉	1,110	22	石川	1,020
8	静岡	1,102	22	福井	1,020
9	広島	1,091	22	岡山	1,020
10	茨城	1,090	22	山口	1,020
11	栃木	1,080	27	島根	1,010
11	福岡	1,080	27	愛媛	1,010
13	群馬	1,060	27	高知	1,010
13	岐阜	1,060	30	岩手	1,000
15	三重	1,052	30	香川	1,000
16	大阪	1,050	32	長野	996

全国平均	1,035	本県との差額	88
------	-------	--------	----

6 知事の給料の額 全国改定状況

直近3か年(R5～)の改定団体(19団体)

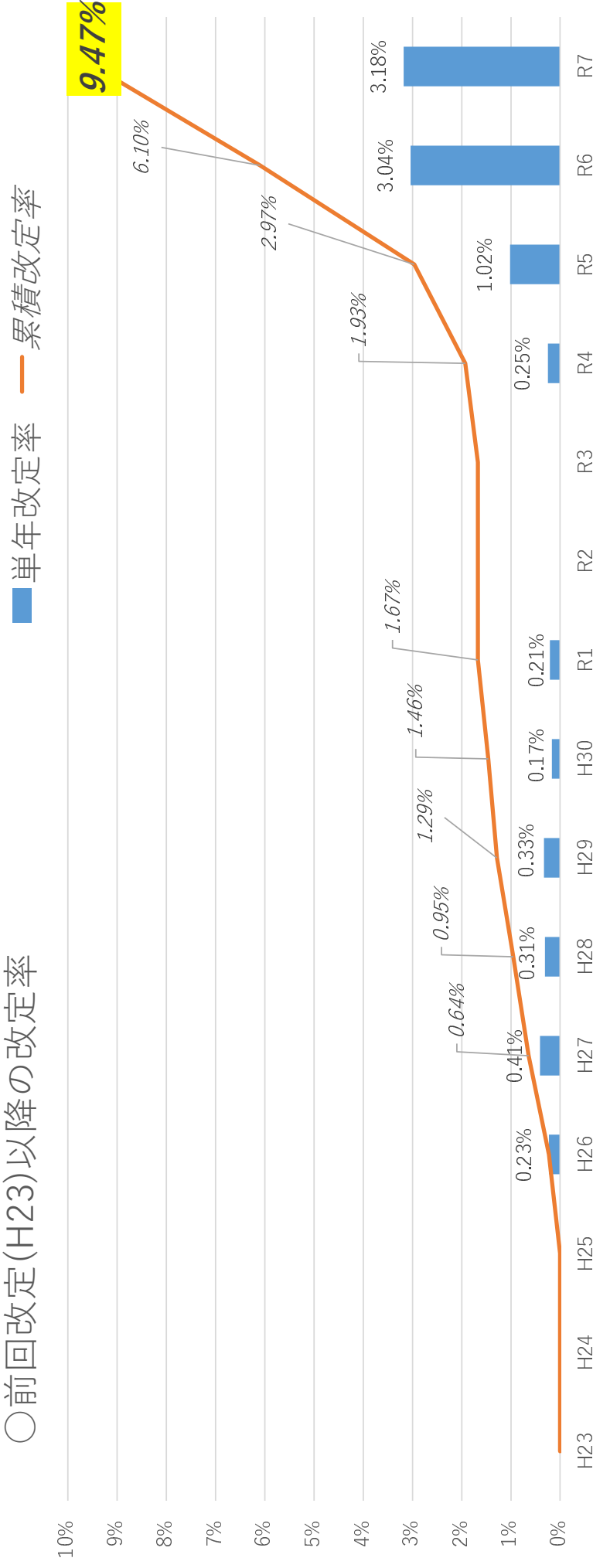
都道府県名	給料月額		R5からの改定状況	
	現行	円	改定額	円
1 北海道	1,450,000		70,000	5.1
2 青森	1,260,000		0	0.0
3 岩手	1,290,000		60,000	4.9
4 宮城	1,340,000		30,000	2.3
5 秋田	1,240,000		30,000	2.5
6 山形	1,289,000		49,000	4.0
7 福島	1,320,000		0	0.0
8 茨城	1,380,000		40,000	3.0
9 栃木	1,370,000		80,000	6.2
10 群馬	1,310,000		0	0.0
11 埼玉	1,420,000		0	0.0
12 千葉	1,390,000		0	0.0
13 東京	1,517,000		61,000	4.2
14 神奈川	1,450,000		0	0.0
15 新潟	1,326,000		50,000	3.9
16 富山	1,300,000		0	0.0
17 石川	1,300,000		0	0.0
18 福井	1,300,000		0	0.0
19 山梨	1,250,000		0	0.0
20 長野	1,292,000		0	0.0
21 岐阜	1,340,000		0	0.0
22 静岡	1,349,000		48,000	3.7
23 愛知	1,450,000		71,000	5.1
24 三重	1,300,000		20,000	1.6

都道府県名	給料月額		R5からの改定状況	
	現行	円	改定額	円
25 滋賀	1,320,000		70,000	5.6
26 京都	1,413,400		121,400	9.4
27 大阪	1,520,000		0	0.0
28 兵庫	1,340,000		0	0.0
29 奈良	1,214,000		0	0.0
30 和歌山	1,210,000		0	0.0
31 鳥取	1,237,000		86,000	7.5
32 島根	1,290,000		50,000	4.0
33 岡山	1,290,000		0	0.0
34 広島	1,389,000		0	0.0
35 山口	1,290,000		0	0.0
36 徳島	1,300,000		0	0.0
37 香川	1,310,000		25,000	1.9
38 愛媛	1,320,000		0	0.0
39 高知	1,310,000		90,000	7.4
40 福岡	1,350,000		0	0.0
41 佐賀	1,260,000		0	0.0
42 長崎	1,260,000		0	0.0
43 熊本	1,240,000		0	0.0
44 大分	1,243,000		3,000	0.2
45 宮崎	1,240,000		0	0.0
46 鹿児島	1,240,000		0	0.0
47 沖縄	1,230,000		0	0.0

近年、他団体においても増額改定が行われています。

7 本県一般職全体の給料改定状況

○前回改定(H23)以降の改定率



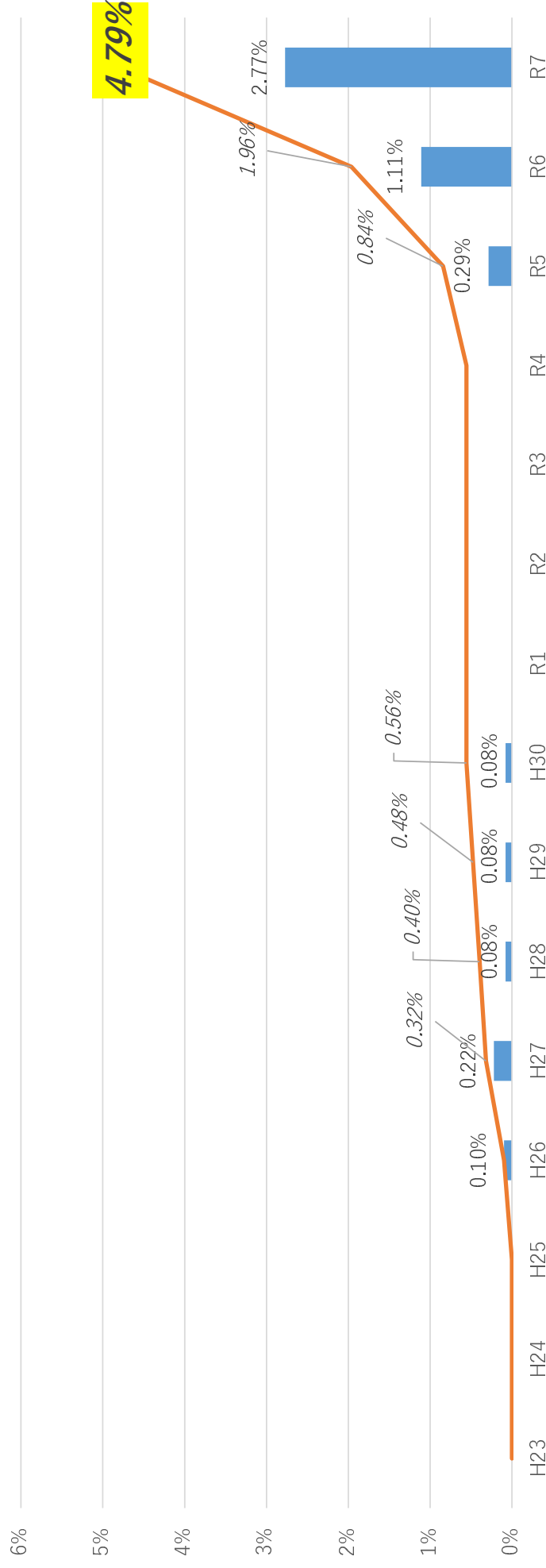
〈参考〉消費者物価指数：H23を100としたときR7は118.5

R6、R7に大幅なプラス改定があり、H23以降の累積改定率は+9.47%となっています。

8 本県一般職部長級職員の給料改定状況

○前回改定(H23)以降の改定率

■単年改定率 — 累積改定率



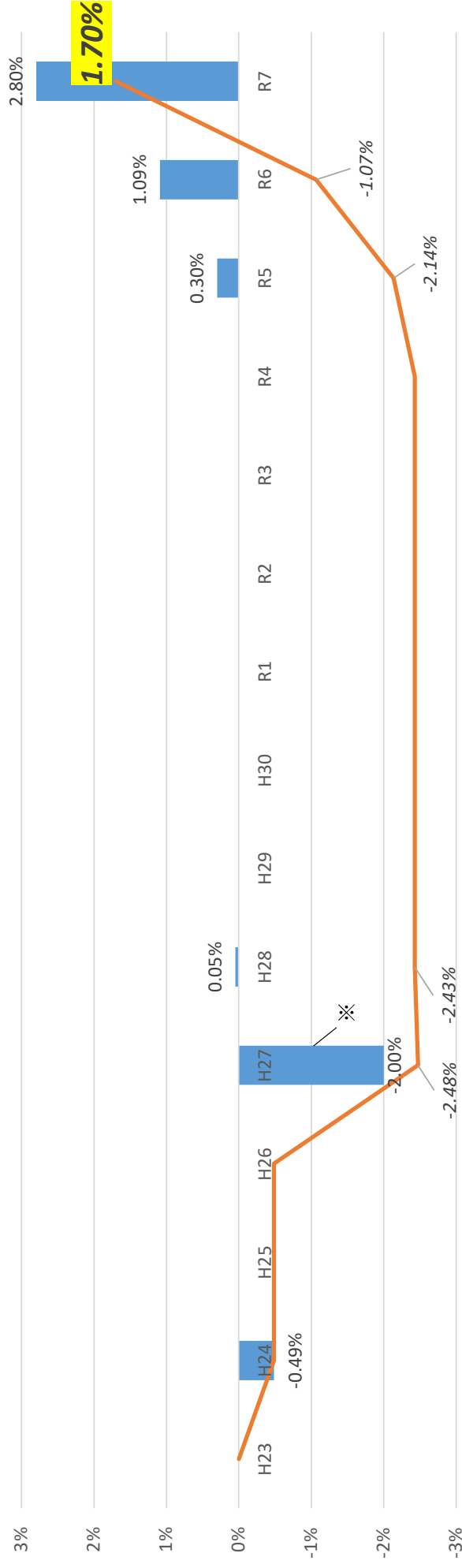
R6、R7に大幅なプラス改定があり、H23以降の累積改定率は+4.79%となっています。

9 国特別職（総理大臣）の俸給改定状況

○前回改定(H23)以降の改定率

■単年改定率

— 累積改定率



(千円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総理大臣 俸給月額	2,060	2,050	2,050	2,050	2,050	2,009	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	2,016	2,038	2,095

※制度改正に伴うもので、給与水準については変更がなく、本県では改定なし

H23以降の累積改定率について、R7の大幅なプラス改定により、プラスに転じて+1.7%となっています。